

しみずの里デイサービス

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(群馬県指定 第1072000050号)

当事業所はご契約者に対して地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

| | |
|------------------------|---------|
| 1、事業者（法人）の概要 | 1 |
| 2、事業所の概要 | 1 |
| 3、事業の目的と運営方針 | 1 |
| 4、営業日及び営業時間 | 2 |
| 5、職員の配置状況 | 2 |
| 6、サービス提供の担当者 | 2 |
| 7、当事業所が提供するサービスと利用料金 | 3, 4, 5 |
| 8、緊急時における対応 | 5 |
| 9、事故発生時の対応 | 5 |
| 10、非常災害対策 | 5 |
| 11、守秘義務及び個人情報の保護 | 6 |
| 12、虐待の防止 | 6 |
| 13、衛生管理 | 6 |
| 14、身体拘束の禁止 | 6 |
| 15、苦情の受付 | 7 |
| 16、提供するサービスの第三者評価の実施状況 | 7 |
| 17、運営推進会議 | 7 |

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 事業所の概要
2. 契約終結からサービス提供までの流れ
3. サービス提供における事業者の義務
4. サービスの利用に関する留意事項
5. 損害賠償について
6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）
7. 料金表

あなたの（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

| | |
|-------|-------------------------------|
| 法人名 | 社会福祉法人 泰和会 |
| 法人所在地 | 〒376-0144群馬県桐生市黒保根町下田沢2565番地1 |
| 電話番号 | 0277-96-3388 |
| 代表者氏名 | 理事長 東郷庸史 |
| 設立年月 | 平成 9 年 7 月 30日 |

2. 事業所の概要

| | | |
|------------|---|--------------|
| 事業所の名称 | しみずの里 デイサービスセンター | |
| 事業所の種類 | 地域密着型通所介護事業所・平成28年4月1日指定 (当事業所は特別養護老人ホームしみずの里に併設されています。) | |
| 事業所の所在地 | 〒376-0144群馬県桐生市黒保根町下田沢2565番地1 | |
| 電話番号 | 0277-96-3388 | |
| 開設年月 | 平成12年4月1日 | 第1072000050号 |
| 利用定員 | 18人 | |
| 通常の事業の実施地域 | 桐生市 | |

3. 事業の目的と運営方針

| | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことが出来るよう、通所サービスを提供することを目的とします。 |
| 運営方針 | 事業者は、利用者の能力に応じた日常生活が出来るよう、利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他の関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の人権と尊厳を尊重し、虐待防止に努め、守秘義務を果たしつつ、適切なサービスの提供に努めます。 |

4. 営業日及び営業時間

| | |
|----------|--|
| 営業日 | 月～土 祝日は通常通り実施 ただし、年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。 |
| 受付時間 | 月～土 8時30分～17時30分 |
| サービス提供時間 | 月～土 9時00分～16時30分 |

5. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況・サービス提供時間に対する最低配置人数>

| 従業者の職種 | 職種説明 | 最低基準人数 |
|-----------------|--|--------|
| 1 事業所長 (管理者) | センターの従業者の管理及び業務の管理を総括的に行う。 | 1名 |
| 2 生活相談員 | 利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います | 1名 |
| 3 介護職員 | 利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談、助言等を行います。 | 1名以上 |
| 4 看護職員 | 利用者の健康管理や療養上の世話をを行い、日常生活上の介護・介助等も行います。 | 1名 |
| 5 機能訓練指導員 | 利用者の機能訓練を担当します。 (看護師が兼務します。) | 1名 |

<主な職種の勤務体制>

| 職種 | 勤務体制 |
|-----------|-----------------|
| 1、介護職員 | 勤務時間：8：30～17：30 |
| 2、看護職員 | 勤務時間：8：30～17：30 |
| 3、機能訓練指導員 | 介護職員が兼務 |

6. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の管理責任者（管理者）及び担当職員（生活相談員）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

| | |
|-------|-------------|
| 管理責任者 | 管理者 吉原俊明 |
| 担当責任者 | 生活相談員 青木加奈子 |

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

| |
|---------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。 |

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

食事を除く以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉 *加算対象となるもの

| | | | |
|--------------------|---|--|----------------|
| 入浴介助加算 | (I) | 入浴介助を適切に行う事が出来る人員及び設備を有して入浴介助を行う。 | 40 単位 (1 日) |
| | (II) | 個別の入浴計画に基づき利用者の居宅の状況に近い環境で入浴介助を行う。 | 55 単位 (1 日) |
| サービス体制強化加算 | (I) | ① 介護福祉士 70%以上 ② 勤続 10 年以上の介護福祉士 25%以上 *①・②のいずれかに該当すること | 22 単位 (1 日) |
| | (II) | 介護福祉士 50%以上 | 18 単位 (1 日) |
| | (III) | ① 介護福祉士 40%以上 ② 勤続 7 年以上 30% *①・②のいずれかに該当すること | 6 単位 (1 日) |
| 介護職員処遇改善加算 (III) | 所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数を算定いたします。 2.3% | | |
| 介護職員等特定処遇改善加算 (II) | 所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数を算定いたします。 1.0% | | |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数を算定いたします。 1.1% | | |

加算対象外に行っているもの

| | |
|----------|---|
| 口腔ケア | ご利用者に口腔清掃の指導・実施や摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施などおこないます。 |
| 個別機能訓練 | ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するために実施します。 |
| 栄養マネジメント | 栄養状態改善を目的として、身体機能・生活機能の向上などを図ります。 |
| 送迎 | 運転手、介助員などを配置しています。 利用者の状態に応じた送迎をおこないます。 |

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

| | |
|--------------------|---|
| 食事の材料の提供 (食材料費) | ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。 料金：1回あたり 650円 |
| レクリエーション、クラブ活動 | ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 利用料金：材料代等の実費をいただきます。 |
| 複写物の交付 | ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円 |
| 日常生活上必要となる諸費用実費 | 日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。 おむつ代：特別に希望するおむつ代 実費 |
| その他 | 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。 |

<サービス利用料金（1回あたり）>（契約書第7条参照）

別紙の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

- ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 介護保険の給付対象とならないサービスは別途いただきます。（食材料費等）
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の利用料は1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払下さい。

| 支払方法 | 支払い要件等 |
|---------|---|
| 口座引き落とし | ご利用できる金融機関は下記のとおりです。 群馬銀行 新田みどり農協 ゆうちょ銀行 |
| 銀行振り込み | サービスを利用した月の翌月末日までに、事業者が指定する下記口座にお振込み下さい。 群馬銀行 大間々支店 普通預金口座 0787642 |
| 現金払い | サービスを利用した月の翌月の20日（祝休日の場合は直前の平日）までに、現金でお支払ください。 |

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

| | |
|-----------------------|---------------------------|
| 利用予定日の前日までに申し出があった場合 | 無料 |
| 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 | 当日の利用料金の100% (自己負担相当額) |

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します

8. 緊急時における対応について（契約書11条参照）

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じた時には、速やかに主治医及び利用者の家族、担当の介護支援専門員等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応について（契約書12条）

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 非常災害対策について（契約書第13条参照）

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するため計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

1 1. 守秘義務及び個人情報の保護について（契約書 1 4 条参照）

- ① 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
- ② 利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します
- ③ 利用者に係わる他の居宅介護支援事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を得た上で、利用者又は契約者等の個人情報を提供できるものとします。
- ④ 事業者は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に定められ通報できるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

1 2. 虐待の防止について（契約書 1 5 条参照）

1 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 責任者の設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 3. 衛生管理について（第 1 6 条参照）

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所において感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めます。

1 4. 身体拘束の禁止について（契約書第 1 7 条参照）

利用者の身体拘束は行わない。ただし、利用者又は他利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合には身体拘束を行うことがあります。その場合、次の措置を行うものとします。

- (1) 身体拘束が必要な場合は利用者又は家族に説明し、同意を受けなければならない。
- (2) その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録しなければならない。
- (3) 身体拘束廃止検討委員会にて早期の廃止（中止）を協議・実施する。

15. 苦情の受付について（契約書第27条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

| 苦情受付窓口担当者 | 受付時間 | 電話番号 |
|----------------|--------------------------|--------------|
| 職名 生活相談員 青木加奈子 | 8:30～17:30 毎週月曜日から土曜日 | 0277-96-3388 |

また、苦情受付ボックスを窓口に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

| | |
|----------------|---|
| 桐生市保健福祉部長寿支援課 | 所在地 桐生市黒保根町水沼182-3 電話番号・96-2112 FAX・96-2571 受付時間 8:30～17:15 |
| 群馬県国民健康保険団体連合会 | 所在地 前橋市元総社町335番地8 電話番号・027-290-1363 FAX 027-255-5308 受付時間 8:30～17:15 |
| 群馬県社会福祉協議会 | 所在地 前橋市新前橋町13-12 電話番号・027-255-6033 FAX 027-255-5308 受付時間 8:30～17:15 |

(3) 第三者委員

| 第三者委員 | 住所 | 連絡先 |
|-------|--------------|---------------|
| 橋本 毅 | 桐生市黒保根町宿廻788 | 090-3349-4459 |
| 鈴木 正英 | 桐生市黒保根町宿廻564 | 090-3099-1964 |

16. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について・・・実施なし

17. 運営推進会議について（契約書28条参照）

- (1) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとします。
- (2) 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとして、サービスの質の確保を図る事を目的として「運営推進会議」を設置します。
- (3) 運営推進会議の構成員は、ご利用者、ご家族様、地域住民の代表者、地域包括支援センター又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有するもの等とし、おおむね6ヶ月に1回以上会議を開催します。

地域密着型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

しみずの里 デイサービスセンター

説明者職名 生活相談員

氏名 青木加奈子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

契約者住所

氏名

印

(続柄)

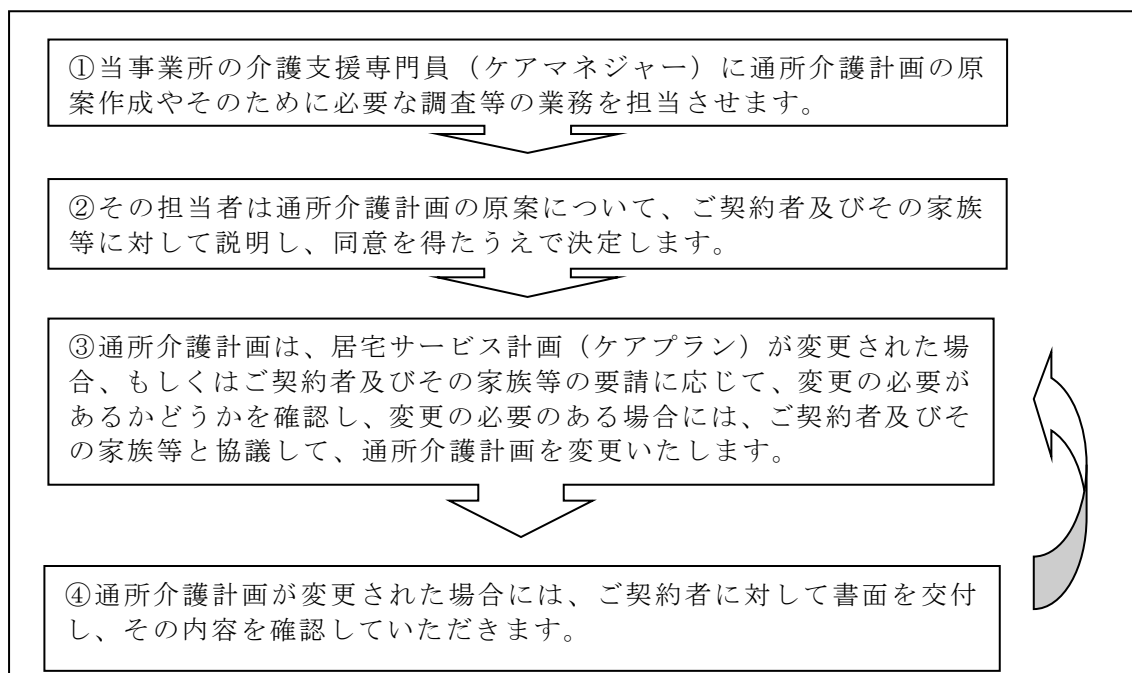
<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階
- (2) 建物の延べ床面積 2, 320㎡
- (3) 事業所の周辺環境*
(騒音、日当たり等) 緑に囲まれた静かな、日当たりのいい場所にあります。

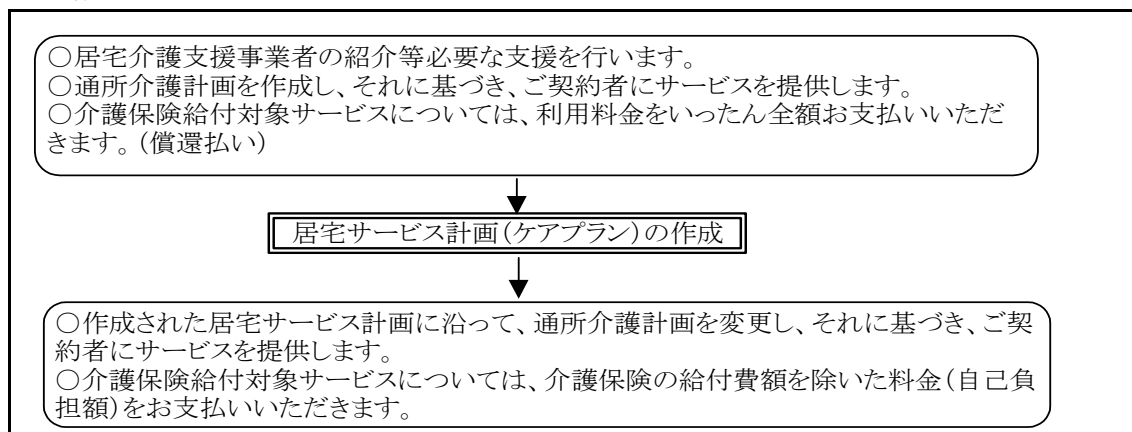
2. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

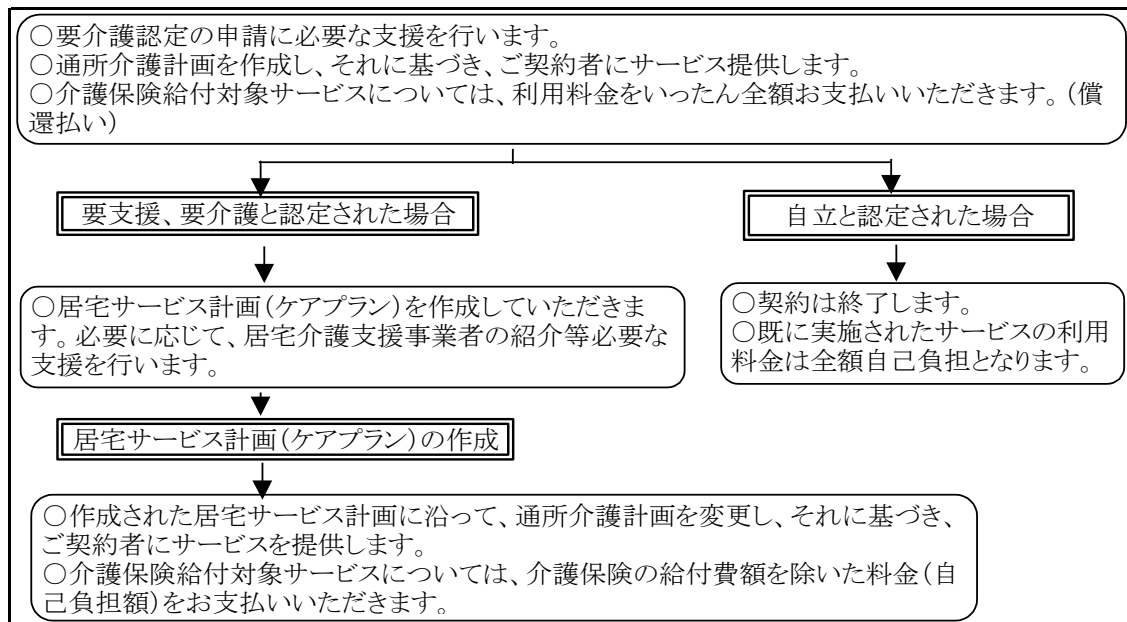


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



3. サービス提供における事業者の義務について（契約書第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 事業者及びサービス従事者はサービスの提供あたって利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- ② 事業者は利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者、ご契約者からの聴取、確認の上でサービスを実施するものとします。
- ③ ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

4. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第18条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に回復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

5. 損害賠償（契約書第19条、第20条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第22条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第24条、第25条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者のご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第26条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第23条2参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。